

令和4年3月25日

関係各位

阿見町総務部管財課

令和4年度入札契約制度の一部改正について
(阿見町建設工事における現場代理人常駐義務緩和取扱要綱)

本町における入札契約制度については、様々な改善に取り組んでいるところですが、令和4年4月から下記のとおり一部を改正することとしたので、お知らせします。

記

阿見町建設工事における現場代理人常駐義務緩和取扱要綱の一部変更

阿見町建設工事における現場代理人常駐義務緩和取扱要綱の規定について、以下のとおり一部変更します。

(現場代理人の兼務を認める要件)

第2条第1項及び第2項を次のように改める。

- 1 請負者は、次の各号のいずれにも適合する工事の請負を行う場合は、2件の工事の現場代理人を兼務することができるものとする。ただし、町長が現場代理人を兼務させることが適当でないと判断した場合は、この限りでない。
 - (1) 町又は国、地方公共団体等の発注する工期の重複する請負契約に係る工事であること。
 - (2) 各工事における契約金額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)未満であること。
 - (3) 施工場所が町内の工事であること。
- 2 町又は国、地方公共団体等の発注する工期の重複する請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)について、それらの工事を一の工事とみなして、同一の主任技術者又は監理技術者が管理するものにおいては、現場代理人についても同様の取扱をすることができる。ただし、当該工事が町以外の発注する工事である場合、当該兼務について他の発注者の承認を得ていること。

(契約変更時の取扱い)

第4条 町長は、現場代理人の兼務を承諾した建設工事について、設計変更等の理由により第2条に規定する要件を満たさなくなった場合においても、同項の要件に該当しているものとみなし、引き続き兼務を認めることができる。

問合わせ先

〒300-0392

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号

阿見町 総務部 管財課 契約検査係

TEL : 029-888-1111(代)

FAX : 029-887-9560

E-mail : kanzaika-ofc@town.ami.lg.jp